

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

平成31年2月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

市立甲府病院医業未収金管理回収業務

2 業務概要

市立甲府病院における医業未収金の管理回収について、民間業者のノウハウや工夫を積極的に活用し、効率的・効果的な管理回収を実施するにあたり、事業者から公募により本業務に対しての企画提案書の提出を求め、内容を評価した中で当該業務の委託業者を決定するために、プロポーザルに参加する業者を募集する。

3 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 弁護士法第4条（昭和24年法律第205号）に規定する弁護士であり、同法第57条第1項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

- (2) 平成31年1月1日現在において、国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）が開設した医療機関での未収金管理回収業務の実績を有すること。
- (3) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力と人員を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第22号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分の受けた日から2年を経過していること。
- (8) 租税を完納していること。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等

市立甲府病院ホームページ掲載の「市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託」に関する企画提案実施要領を参照

6 問い合わせ先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 医事課

山梨県甲府市増坪町366番地

電話番号 055-244-1111（代表）内線1018

FAX番号 055-220-2653

電子メール byoiniji@city.kofu.lg.jp